

「令和6年度（第3回）県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業」 実施事業者選定に係る公募型プロポーザル募集要項

本要項は、県有施設に太陽光発電設備等を導入し、平時の電源として利用することにより温室効果ガス排出量を抑制することを目的として、PPA方式による電力供給事業を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

1 事業内容

（1）事業名

令和6年度（第3回）県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業

（2）事業内容等

別添「令和6年度（第3回）県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

※ PPA（Power Purchase Agreement）方式

発電事業者が、県有施設等に自己の所有する太陽光発電設備及び附帯設備を当該発電事業者の負担により設置し、運転・維持管理等を行った上で、当該設備から発電された電力を当該設備を設置した県有施設等に供給する契約方式

2 対象施設

仕様書の別表1「対象施設」のとおり。

3 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者。

ただし、複数事業者による共同企業体として参加する場合にあっては、（2）、（3）については、構成する事業者のうち、1者以上の事業者が満たしていればよい。

（1）本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財政能力を有する者であること。

（2）物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱

（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け、資格を有すると認められた者。

※ 資格を有していない場合は、一般競争入札参加資格申請書（様式第1号：様式は徳島県ホームページからダウンロードするか、徳島県管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類及びこの要項を添付して、参加申込書等の提出期限までに管財課へ提出すること。（申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応ずること。）

資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

（提出先：徳島県企画総務部管財課調度担当（徳島市万代町1-1 徳島県庁4階））

（3）事業履行実績として、過去5年の期間において出力50kW以上の太陽光発電設

備の導入実績があること。また、本事業の実施体制の中に、一級建築士及び電気主任技術者を含んでいること。なお、当該有資格者は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。

(4) 次のいずれの事項にも該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- イ 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者。
- ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう、以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及びその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体。
- エ 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。
- オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者。
- カ 県税（法人事業税・法人県民税等）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者。
- キ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者。
- ク 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - a 成年被後見人又は被保佐人
 - b 破産者で復権を得ない者
 - c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることが無くなった日から2年を経過しない者

4 スケジュール（予定）

令和7年3月 3日（月）	募集要項公表
令和7年3月17日（月）17時	参加申込締切
令和7年3月19日（水）正午	現地視察受付締切
令和7年3月24日（月）から28日（金）まで	現地視察期間（予定）
令和7年4月 7日（月）正午	質問受付締切
令和7年4月21日（月）17時	企画提案書等提出締切
令和7年5月上旬	プレゼンテーション開催
令和7年5月中旬	審査結果通知

5 参加申込の方法等

(1) 提出書類

企画提案を行おうとする者は、次の書類を各 1 部提出すること。

ア 参加申込書（様式第 1－1 号）

※共同企業体による参加申込の場合は、（様式第 1－2 号）を使用すること。

イ 共同企業体協定書兼委任状（様式第 2 号）

※共同企業体による参加申込を行う場合にのみ提出すること。

ウ 誓約書（様式第 3 号）

エ 法人概要書（様式第 4 号）

オ 事業履行実績表（様式第 5 号）

※共同企業体による参加を行う場合にあっては、ウ、エに規定する提出書類については、構成する全ての事業者が提出すること。

(2) 提出期限

令和 7 年 3 月 1 7 日（月） 1 7 時【必着】

(3) 提出方法

持参又は書留

6 参考資料の提供等

参加申込をした者に対し、各施設の現在の電力契約の情報、参考単価、図面（屋根伏図、単線結線図等）、構造計算書、1 年間の電力使用量の 3 0 分値等の資料を電子メールで提供する。

7 現地視察の受付

(1) 提出書類

現地視察を希望する場合は、視察箇所希望表（様式第 6 号）を提出すること。

(2) 提出期限

令和 7 年 3 月 1 9 日（水）正午【必着】

(3) 提出方法

電子メール

※メールの件名は、「【県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業】現地視察希望」とすること。送信後は、必ず電話により提出先に確認すること。

(4) 視察期間（予定）

令和 7 年 3 月 2 4 日（月）から 2 8 日（金）まで

※詳細については、個別に通知する。

(5) 現地視察を行うことができる施設

仕様書の別表 1「対象施設」の内、「椿泊漁港荷さばき所」を除く施設

8 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

質疑がある場合は、質問書（様式第7号）を提出すること。ただし、質疑は企画提案書等を作成する上で必要な事項に限る。

なお、口頭や電話等による質疑は受け付けない。

(2) 提出期限

令和7年4月7日（月）正午【必着】

(3) 提出方法

電子メール

※メールの件名は、「【県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業】に関する質問」とすること。送信後は、必ず電話により提出先に確認すること。

(4) 質問に対する回答方法

企画提案書の提出期限までに、質問者に対して電子メールにより回答するとともに、徳島県ホームページ上にすべての質問に対する回答を掲載する。

9 企画提案書の提出方法

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第8－1号）	7部
イ 事業実施体制（様式8－2号）	7部
ウ チェックリスト（様式8－3号）	7部
エ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	1部
オ 直近の国税及び都道府県税の納税証明書	1部
カ 直近の貸借対照表及び損益計算書	1部
キ 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し	1部

※ア～ウに規定する提出書類はA4版、長辺綴じ（A4での作成が適当でない場合はA3折込使用も可）にページ番号でまとめたものを提出すること。

※共同企業体による参加を行う場合にあっては、エ～カに規定する提出書類については、構成する全ての事業者が提出すること。

※なお、県が必要と認めるときは、追加資料を求める場合がある。

(2) 提出期限

令和7年4月21日（月）17時【必着】

(3) 提出方法

持参又は書留

10 企画提案書の内容

仕様書を参照の上、次の内容で作成すること。

(1) 企画提案書（様式第8－1号）

ア 実施概要

a 提案の基本方針・概要等を記載すること。

- b 設備の平常時のシステム構成図を記載すること。

イ 太陽光発電設備

- a 各施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））を検討すること。
- b 各施設における想定自家消費電力量（kWh）を検討すること。
- c 太陽光発電設備の整備に要した費用の一部について、国交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）に係るもの）を活用し、県から事業者に対して補助金（整備費用の1/2）を支払う予定である。提案にあたっては、整備費用及び補助額を明記すること。ただし、本補助金の予算の執行は、令和7年度当初予算を審議する徳島県議会において予算の成立を条件とする。

※補助金交付要綱は別添のとおり。

ウ 蓄電池設備

- a 各施設における想定設備容量（蓄電池出力（kW）及び容量（kWh））を検討すること。
- b 使用目的
- c 各施設における設置場所（屋内／屋外／電気室等）
- d 蓄電池設備の整備に要した費用の一部について、国交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）に係るもの）を活用し、県から事業者に対して補助金（整備費用の2/3）を支払う予定である。提案にあたっては、整備費用及び補助額を明記すること。ただし、本補助金の予算の執行は、令和7年度当初予算を審議する徳島県議会において予算の成立を条件とする。

※補助金交付要綱は別添のとおり。

エ 温室効果ガス排出削減量

全施設における1年間の総量を算出すること。算出にあたっては、係数は学校「0.336kg-CO₂/kWh」、その他の施設「0.462kg-CO₂/kWh」を用いること。

オ 設備設置仕様

- a 太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む。）を記載すること。
- b 想定する設置場所での設置方法は、JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に基づき、想定する風圧、積雪、地震等の荷重に対する太陽光発電設備の耐荷重を、風速、積雪量、震度等を用いて記載すること。また、太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（基礎、パネル重量込み：単位N/m²又はkg/m²）を記載すること。

カ 非常時・停電時の供給方法

次の内容をもとに非常時・停電時の利用方法を提案すること。

- a 非常時・停電時のシステム構成図
- b 非常時・停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に

必要な機器の操作等)

- c 自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力 (kW)
- キ 電気料金の概算単価 (PPA単価) 及び発電設備導入前後の電気料金
 - a 概算単価 (PPA単価) は施設別に算出するものとし、運転期間中一定とすること。
 - b 運転期間中における各施設での県の負担額の見込み (参考単価による電気料金との比較、運転期間20年間分の電気料金シミュレーション等) を示すこと。

(2) 事業実施体制 (様式第8-2号)

- ア 事業実施体制図
- イ 運転期間及び設備導入工程表、事業フロー (発電開始は令和7年度中とする。)
- ウ 県内事業者の活用計画
県内事業者の活用計画について記載すること。また、可能な限り県内事業者の活用を図ること。
- エ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画 (定期点検、部品・設備交換計画、遠隔監視の有無等)、実施体制
- オ 代表事業者の経営状況 (5年間)
賃借対照表、営業利益率、流動比率、自己資本比率等を記載すること。
- カ 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画
- キ 故障、緊急時の対応体制図
- ク 事業実施中のリスクに対する対策
損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。
- ケ 事業実施に関する保証
設備の導入、運転期間中、撤去までにかかり設定するすべての保証内容

(3) チェックリスト (様式第8-3号)

様式第8-1号、様式第8-2号に記載をしたものに○印をつけること。

1.1 企画提案書の審査

(1) 審査方法

提出された企画提案書をもとに、県が設置する審査委員会において、プレゼンテーションによる審査で企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点する。

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーションに参加する者には、日程ほか詳細を別途通知する。なお、プレゼンテーションについては、企画提案書に基づいて行うものとし、資料の追加等は認めない。

(3) 審査項目及び評価内容

別表「審査項目及び評価内容」のとおり。

(4) 契約候補者の選定

審査においては、評価の採点において基準点を満たし且つ最も上位の者を、契約候補者として選定する。なお、参加者が1者であった場合は、企画提案書の適否を評価することとし、必要に応じ参加者に説明を依頼する。

(5) 選定結果の通知及び公表

審査結果は全ての提案者に対し、電子メールで通知する。また、県ホームページにおいて結果を公表する。なお、個別の採点内容等については公表しない。

1 2 失格要件

次のいずれかの事項に該当する者は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない者
- (2) 企画提案書を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提出した企画提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められる者
- (5) 審査の公平性を害する行為があった者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、失格に相当する事由があると審査委員会が認める者

1 3 その他注意事項

- (1) 本プロポーザルに参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類については、返却をしない。
- (3) 提案は1事業者につき1件とする。また、共同企業体の構成員として参加している事業者においても、本プロポーザルの他の参加者（共同企業体の構成員を含む。）となることはできない。
- (4) 提出後の企画提案書等の訂正及び追加、差し替え、再提出は原則認めない。ただし、書類の不足及び不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (5) 本事業において使用する言語は日本語とし、通貨単位は日本円とする。また、計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (6) 企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式は任意）を提出すること。

1 4 契約の締結等

- (1) 事業の実施に際しては、提案内容をそのまま実施するものではなく、選定後に契約候補者と県が協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に本事業に係る協定を締結する。その後、当該協定に基づく電力供給契約を締結する。
- (2) (1)の協議が不調に終わった場合や失格要件の事項に該当する場合には、審査委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

1 5 問合せ先（書類提出先）

〒770-8570 徳島市万代町 1 丁目 1 番地

徳島県生活環境部サステナブル社会推進課脱炭素推進室

電 話 088-621-2260 ファクシミリ 088-621-2845

E-mail datutanso@pref.tokushima.lg.jp

※持参による場合の受付時間は、10時から17時までとする。

（土日・祝日を除く。）

別表

審査項目及び評価内容

審査項目	評価内容	配点
事業の実施内容（４０点）		
太陽光発電設備の容量	太陽光発電設備の発電出力が大きい提案であるか。	10
温室効果ガス排出削減量	太陽光発電設備の導入に伴う温室効果ガス排出削減量が大きい提案であるか。	10
設備の設置仕様	設備の設置方法は、施設への影響が小さく、各施設の特性及び周辺環境に配慮した提案であるか。	5
非常時・停電時の活用	非常時・停電時における電力の使用、また利便性を考慮した提案であるか。	10
スケジュール及び維持管理等の実効性	設備導入のスケジュール及び運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画は実効性の高い提案であるか。	5
供給価格（２０点）		
電力供給契約単価	各施設の単価は、経済性に優れた提案であるか。	20
実施体制（３５点）		
事業遂行能力	事業を円滑に遂行できる能力や体制を有していると認められるか。	10
事業の継続性	財務状況、資金調達等に問題がなく、長期契約における事業継続性が保証できる提案であるか。	10
故障・緊急時の体制	設備の故障、緊急時など不測の事態に配慮した提案であるか。	5
リスク対応	事業実施中に発生するリスクに対応できる提案であるか。	5
県内事業者の活用	県内事業者を活用する提案であるか。	5
独自提案（５点）		
独自提案	本事業の普及啓発や県有施設の電力レジリエンス向上等につながる独自提案となっているか。	5
評価の合計（１００点）		